

# 重点個別施策の検証・総括

case1	国が示す新たな方向性に該当する施策
case2	事業の進捗度が低く、市民ニーズが高い施策
case3	事業の進捗度は高いが、市民ニーズが高く、所管課としても事業の充実が必要と感じている施策

基本目標1 (3)－② 生活支援(case2)									
検証 総括	計画策定以降、母子家庭だけでなく父子家庭に対しても適用範囲が拡充された事業もあり、推進が見られた。医療費の助成、公的住宅への優先入居、就労支援等、多方面からの支援が進んでいるものの、生活していく上でのセーフティネットとなる事業もあることから、更なる情報提供に努め、母子・父子家庭が安心して子育て出来るように支援する。								
事業	<table border="0"> <tr> <td>No.88「母子家庭等医療費助成」</td> <td>No.89「生活保護費 母子加算」</td> </tr> <tr> <td>No.90「ホームヘルプサービス」</td> <td>No.91「母子、父子家庭年末の集い」</td> </tr> <tr> <td>No.92「児童扶養手当」</td> <td>No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」</td> </tr> <tr> <td>No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」</td> <td>No.95「母子世帯の公的住宅への優先入居」</td> </tr> </table>	No.88「母子家庭等医療費助成」	No.89「生活保護費 母子加算」	No.90「ホームヘルプサービス」	No.91「母子、父子家庭年末の集い」	No.92「児童扶養手当」	No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」	No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」	No.95「母子世帯の公的住宅への優先入居」
No.88「母子家庭等医療費助成」	No.89「生活保護費 母子加算」								
No.90「ホームヘルプサービス」	No.91「母子、父子家庭年末の集い」								
No.92「児童扶養手当」	No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」								
No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」	No.95「母子世帯の公的住宅への優先入居」								

基本目標1 (4)－① 養育費、教育費への支援(case3)																									
検証 総括	市が単独で実施している事業ばかりではないものの、一部の事業については制度を拡充して実施したのものもある。また、各課とも周知に漏れがないよう努め、養育費、教育費への支援を進めてきた。今後も現在の水準を維持し、保護者への経済的負担の軽減を継続して実施できるよう努める。																								
事業	<table border="0"> <tr> <td>No.96「乳幼児等医療費助成」</td> <td>No.97「障害者医療費助成」</td> </tr> <tr> <td>No.98「こども医療費助成制度」</td> <td>No.99「出産育児一時金」</td> </tr> <tr> <td>No.88「母子家庭等医療費助成」</td> <td>No.89「生活保護費 母子加算」</td> </tr> <tr> <td>No.100「障害児福祉手当」</td> <td>No.101「重度心身障害児介護手当」</td> </tr> <tr> <td>No.102「特別児童扶養手当」</td> <td>No.103「福祉施設等通園(通学)費扶助」</td> </tr> <tr> <td>No.104「こども手当(児童手当)」</td> <td>No.105「交通遺児就学激励金」</td> </tr> <tr> <td>No.106「児童福祉施設入所児童補助金交付」</td> <td>No.92「児童扶養手当」</td> </tr> <tr> <td>No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」</td> <td>No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」</td> </tr> <tr> <td>No.107「第2子以降の保育料の軽減」</td> <td>No.108「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」</td> </tr> <tr> <td>No.109「幼稚園保育料の減額、免除」</td> <td>No.110「私立幼稚園就園奨励費補助」</td> </tr> <tr> <td>No.111「就学奨励費支給」</td> <td>No.112「奨学金」</td> </tr> <tr> <td>No.113「朝鮮人学校就学援助費」</td> <td>No.114「留守家庭児童会育成料の減額、免除」</td> </tr> </table>	No.96「乳幼児等医療費助成」	No.97「障害者医療費助成」	No.98「こども医療費助成制度」	No.99「出産育児一時金」	No.88「母子家庭等医療費助成」	No.89「生活保護費 母子加算」	No.100「障害児福祉手当」	No.101「重度心身障害児介護手当」	No.102「特別児童扶養手当」	No.103「福祉施設等通園(通学)費扶助」	No.104「こども手当(児童手当)」	No.105「交通遺児就学激励金」	No.106「児童福祉施設入所児童補助金交付」	No.92「児童扶養手当」	No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」	No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」	No.107「第2子以降の保育料の軽減」	No.108「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」	No.109「幼稚園保育料の減額、免除」	No.110「私立幼稚園就園奨励費補助」	No.111「就学奨励費支給」	No.112「奨学金」	No.113「朝鮮人学校就学援助費」	No.114「留守家庭児童会育成料の減額、免除」
No.96「乳幼児等医療費助成」	No.97「障害者医療費助成」																								
No.98「こども医療費助成制度」	No.99「出産育児一時金」																								
No.88「母子家庭等医療費助成」	No.89「生活保護費 母子加算」																								
No.100「障害児福祉手当」	No.101「重度心身障害児介護手当」																								
No.102「特別児童扶養手当」	No.103「福祉施設等通園(通学)費扶助」																								
No.104「こども手当(児童手当)」	No.105「交通遺児就学激励金」																								
No.106「児童福祉施設入所児童補助金交付」	No.92「児童扶養手当」																								
No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」	No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」																								
No.107「第2子以降の保育料の軽減」	No.108「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」																								
No.109「幼稚園保育料の減額、免除」	No.110「私立幼稚園就園奨励費補助」																								
No.111「就学奨励費支給」	No.112「奨学金」																								
No.113「朝鮮人学校就学援助費」	No.114「留守家庭児童会育成料の減額、免除」																								

基本目標3 (2)－① 親となるための学習機会や支援(case3)															
検証 総括	家庭の教育力向上を目的とした子育てに関する講演会等の開催により、学習機会を生むことで意識啓発を図ってきた。また、年々父親に対するイベント参加の機会が拡大されており、参加者も増加傾向にある。今後も時代のニーズに対応した学習機会を提供できるよう、工夫と検討を重ねながら事業を展開していく。														
事業	<table border="0"> <tr> <td>No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」</td> <td>No.119「家族の絆を深める体験ができる場の提供」</td> </tr> <tr> <td>No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」</td> <td>No.29「子育て井戸端会議」</td> </tr> <tr> <td>No.30「子育て講演会の開催」</td> <td>No.72「子育てグループの育成」</td> </tr> <tr> <td>No.32「プレおや教室」</td> <td>No.120「環境・食育講座」</td> </tr> <tr> <td>No.37「ミニ講演会の開催」</td> <td>No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」</td> </tr> <tr> <td>No.40「子育て学習会」</td> <td>No.41「子育てに関する公民館講座」</td> </tr> <tr> <td>No.42「教育問題講座及び講演会」</td> <td></td> </tr> </table>	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	No.119「家族の絆を深める体験ができる場の提供」	No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」	No.29「子育て井戸端会議」	No.30「子育て講演会の開催」	No.72「子育てグループの育成」	No.32「プレおや教室」	No.120「環境・食育講座」	No.37「ミニ講演会の開催」	No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」	No.40「子育て学習会」	No.41「子育てに関する公民館講座」	No.42「教育問題講座及び講演会」	
No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	No.119「家族の絆を深める体験ができる場の提供」														
No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」	No.29「子育て井戸端会議」														
No.30「子育て講演会の開催」	No.72「子育てグループの育成」														
No.32「プレおや教室」	No.120「環境・食育講座」														
No.37「ミニ講演会の開催」	No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」														
No.40「子育て学習会」	No.41「子育てに関する公民館講座」														
No.42「教育問題講座及び講演会」															

基本目標3 (4)－① 居場所づくり(case2)																			
検 証 総 括	子どもの居場所づくりとして、各所管課でイベントによる遊び場の提供や地域の方との交流の場を提供し、充実を図ってきた結果、就学前の親子の居場所については推進が図れたが、小学生以上の居場所については、事業の展開があまり進まなかった。学齢期の子どもが自由に出入りできるような施設の活用は、管理や安全確保等様々な問題があるが、子どもが安全・安心に過ごせるスペースについて、引き続き検討していく。																		
事 業	<table border="0"> <tr> <td>No.155「地区集会所の有効活用」</td> <td>No.54「芦屋三大まつりでの交流」</td> </tr> <tr> <td>No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」</td> <td>No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」</td> </tr> <tr> <td>No.157「世代を超えて集える遊び場」</td> <td>No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」</td> </tr> <tr> <td>No.77「子育て支援センター」</td> <td>No.158「都市公園、児童遊園等の整備」</td> </tr> <tr> <td>No.159「児童館(児童センター)の充実」</td> <td>No.160「児童館(児童センター)の周知、情報提供」</td> </tr> <tr> <td>No.161「育児サポートルーム」</td> <td>No.162「公共施設等利用料金の軽減」</td> </tr> <tr> <td>No.163「文化施設の開放」</td> <td>No.164「子どもの居場所としての青少年センターの充実」</td> </tr> <tr> <td>No.165「自然学習が身近にできる環境づくり(里山づくり)」</td> <td>No.166「小学校の校庭開放」</td> </tr> <tr> <td>No.167「放課後子どもプラン(教室型)」</td> <td>No.168「美術博物館を利用したこどもの創造力の育成」</td> </tr> </table>	No.155「地区集会所の有効活用」	No.54「芦屋三大まつりでの交流」	No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」	No.157「世代を超えて集える遊び場」	No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」	No.77「子育て支援センター」	No.158「都市公園、児童遊園等の整備」	No.159「児童館(児童センター)の充実」	No.160「児童館(児童センター)の周知、情報提供」	No.161「育児サポートルーム」	No.162「公共施設等利用料金の軽減」	No.163「文化施設の開放」	No.164「子どもの居場所としての青少年センターの充実」	No.165「自然学習が身近にできる環境づくり(里山づくり)」	No.166「小学校の校庭開放」	No.167「放課後子どもプラン(教室型)」	No.168「美術博物館を利用したこどもの創造力の育成」
No.155「地区集会所の有効活用」	No.54「芦屋三大まつりでの交流」																		
No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」																		
No.157「世代を超えて集える遊び場」	No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」																		
No.77「子育て支援センター」	No.158「都市公園、児童遊園等の整備」																		
No.159「児童館(児童センター)の充実」	No.160「児童館(児童センター)の周知、情報提供」																		
No.161「育児サポートルーム」	No.162「公共施設等利用料金の軽減」																		
No.163「文化施設の開放」	No.164「子どもの居場所としての青少年センターの充実」																		
No.165「自然学習が身近にできる環境づくり(里山づくり)」	No.166「小学校の校庭開放」																		
No.167「放課後子どもプラン(教室型)」	No.168「美術博物館を利用したこどもの創造力の育成」																		

基本目標3 (5)－② 相談・支援(case1)											
検 証 総 括	主任児童委員や家庭児童相談員を増員したり、各研修を充実させるなどして相談支援体制を強化したほか、迅速な情報共有のため家庭児童相談システムを導入するなど、ハード面の支援体制も整備した。今後も関係機関や地域との連携を密にし、身近なところで気軽に相談できる体制を整え、問題の早期発見と当事者を孤立させない取組に努めていく。										
事 業	<table border="0"> <tr> <td>No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」</td> <td>No.59「子育て専門員の確保、配置」</td> </tr> <tr> <td>No.4「育児支援家庭訪問事業」</td> <td>No.11「夜間・休日における電話家庭児童相談事業」</td> </tr> <tr> <td>No.12「家庭児童相談」</td> <td>No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」</td> </tr> <tr> <td>No.15「保育所での育児相談」</td> <td>No.21「特別支援教育センターの相談」</td> </tr> <tr> <td>No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」</td> <td></td> </tr> </table>	No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」	No.59「子育て専門員の確保、配置」	No.4「育児支援家庭訪問事業」	No.11「夜間・休日における電話家庭児童相談事業」	No.12「家庭児童相談」	No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」	No.15「保育所での育児相談」	No.21「特別支援教育センターの相談」	No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」	
No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」	No.59「子育て専門員の確保、配置」										
No.4「育児支援家庭訪問事業」	No.11「夜間・休日における電話家庭児童相談事業」										
No.12「家庭児童相談」	No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」										
No.15「保育所での育児相談」	No.21「特別支援教育センターの相談」										
No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」											

基本目標4 (1)－① 保育サービス等の充実(case3)																			
検 証 総 括	保育サービスについては、公立幼稚園全園での預かり保育の実施や保育所の定員数の増加、給食の充実など推進を図ってきた。また、サービスを提供する職員の質の向上についても、研修や職員同士の交流により推進を図ってきたところである。今後も引き続き待機児童の解消に努め、多様な保護者のニーズに対応できるよう関係課が連携し、子どもの良好な保育環境の確保に努める必要がある。																		
事 業	<table border="0"> <tr> <td>No.2「ファミリー・サポート・センター事業」</td> <td>No.208「保育所における食に関する情報提供、指導」</td> </tr> <tr> <td>No.209「保育所の給食の充実」</td> <td>No.210「保育所の食に関する指導者の充実」</td> </tr> <tr> <td>No.211「延長保育事業」</td> <td>No.212「通常保育事業」</td> </tr> <tr> <td>No.213「乳児保育」</td> <td>No.214「保育所の適正配置」</td> </tr> <tr> <td>No.215「統合(障がい児)保育」</td> <td>No.216「病児・病後児保育事業」</td> </tr> <tr> <td>No.217「近隣市との協力(広域入所等)」</td> <td>No.218「保育施設の人材育成と資質の向上」</td> </tr> <tr> <td>No.219「民間保育所への運営支援」</td> <td>No.220「幼稚園や小学校との連携、協力」</td> </tr> <tr> <td>No.5「一時預かり(一時保育)事業」</td> <td>No.6「一時預かり事業」</td> </tr> <tr> <td>No.221「幼稚園延長保育事業」</td> <td>No.222「放課後児童健全育成事業(放課後子どもプランクラブ型)」</td> </tr> </table>	No.2「ファミリー・サポート・センター事業」	No.208「保育所における食に関する情報提供、指導」	No.209「保育所の給食の充実」	No.210「保育所の食に関する指導者の充実」	No.211「延長保育事業」	No.212「通常保育事業」	No.213「乳児保育」	No.214「保育所の適正配置」	No.215「統合(障がい児)保育」	No.216「病児・病後児保育事業」	No.217「近隣市との協力(広域入所等)」	No.218「保育施設の人材育成と資質の向上」	No.219「民間保育所への運営支援」	No.220「幼稚園や小学校との連携、協力」	No.5「一時預かり(一時保育)事業」	No.6「一時預かり事業」	No.221「幼稚園延長保育事業」	No.222「放課後児童健全育成事業(放課後子どもプランクラブ型)」
No.2「ファミリー・サポート・センター事業」	No.208「保育所における食に関する情報提供、指導」																		
No.209「保育所の給食の充実」	No.210「保育所の食に関する指導者の充実」																		
No.211「延長保育事業」	No.212「通常保育事業」																		
No.213「乳児保育」	No.214「保育所の適正配置」																		
No.215「統合(障がい児)保育」	No.216「病児・病後児保育事業」																		
No.217「近隣市との協力(広域入所等)」	No.218「保育施設の人材育成と資質の向上」																		
No.219「民間保育所への運営支援」	No.220「幼稚園や小学校との連携、協力」																		
No.5「一時預かり(一時保育)事業」	No.6「一時預かり事業」																		
No.221「幼稚園延長保育事業」	No.222「放課後児童健全育成事業(放課後子どもプランクラブ型)」																		

基本目標4 (2)－① 労働者や市民, 企業への意識啓発(case1)

<p>検 証 総 括</p>	<p>子育てに関するイベントを土曜日に開催するなどの工夫をすることで, 男性の子育て意識の向上に一定の効果はあったと考えられる。事業主に対しては商工会を通じて労働条件整備の周知, 啓発を継続して行っているが, 元々市内の事業所が少数ということもあり, 十分な取組の実施には至っていない。今後も引き続き関係課, 関係機関と連携し, 市民, 事業主への意識啓発を実施していく。</p>	
<p>事 業</p>	<p>No.223 「男性の働き方の見直しに向けた啓発」 No.225 「労働時間短縮やフレックス制度の周知」 No.227 「事業所(企業)内保育所の設置促進」 No.229 「再雇用制度の普及促進」 No.231 「関係機関と連携し, 就労支援のための情報提供」 No.233 「次世代育成支援対策推進行動計画の啓発, 普及」</p>	<p>No.224 「育児休業制度等の普及促進」 No.226 「子育て支援に必要な休暇取得の普及促進」 No.228 「ワークシェアリング導入促進」 No.230 「労働相談窓口の紹介」 No.232 「一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進行動計画の策定, 周知」</p>

基本目標5 (2)－① 福祉のまちづくりの推進(case3)

<p>検 証 総 括</p>	<p>平成22年7月に保健福祉センターが開設され, 子育て支援を含む総合的な保健・福祉サービスを提供する拠点として利用者も増加した。また, 毎年開催している保健福祉フェアでは関係機関及び団体と協力し, 連携と充実を図っている。福祉のまちづくりとしての公共施設や公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化や整備事業についても計画的に実施できており, 今後も市民のニーズに対応しながら順次整備を進めていく。</p>	
<p>事 業</p>	<p>No.236 「福祉センターの開設」 No.238 「福祉のまちづくりの推進」 No.27 「ユニバーサルデザインの子育てマップの作成, 配布」 No.241 「自転車が安全に通行できる道路, 歩道の整備」</p>	<p>No.237 「福祉フェアの開催」 No.239 「公共施設, 公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化, 子育て支援施設の整備」 No.240 「通学, 通園路等の道路維持補修」</p>

基本目標5 (3)－① 防犯対策(case3)

<p>検 証 総 括</p>	<p>防犯対策に係る関連事業については, 概ね高い水準で推進できている。とりわけ, 公園等の維持管理や改修工事は計画的に実施できており, 充実した環境整備が行われている。また, 愛護委員による街頭巡視活動や青パトによる地域の見守りが子どもに安心感を与えるとともに, 安全教育の一端となっている。防犯, 防災への更なる啓発活動や事業の実施により, 今後も安全で安心な子育て環境を提供できるよう努める。</p>	
<p>事 業</p>	<p>No.249 「危機管理体制の強化」 No.251 「防災行政無線の運用」 No.253 「関係機関の連携によるパトロールの強化」 No.130 「安全教育(防災教育, 防犯教育)」 No.256 「街頭巡視活動」</p>	<p>No.250 「安全な公園づくり(安全な遊具, 防犯設備の設置, トイレの整備, 点検等)」 No.252 「あしや防災ネットの運用」 No.254 「青色回転灯付パトロール車による安全パトロール」 No.255 「救急法の学習」</p>